

## 7 特定母樹

国立研究開発法人森林研究・整備機構が申請し、令和5年度に指定された特定母樹

指定番号	樹木の名称	樹種	所在場所	植栽に適した地域・環境※ <sup>1</sup>
特定5-1	トドマツ北育2-2	トドマツ	北海道江別市文京台緑町561番地1 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター北海道育種場 北海道美唄市字カーウシュナイ679番1 地方独立行政法人北海道立総合研究機構林業試験場実験林	北海道
特定5-2	トドマツ北育2-7	トドマツ		
特定5-3	トドマツ北育2-11	トドマツ		
特定5-4	カラマツ北育2-20	カラマツ		
特定5-5	カラマツ東育2-52	カラマツ	岩手県滝沢市大崎95番地 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター東北育種場	青森県、岩手県、宮城県
特定5-6	カラマツ東育2-54	カラマツ		
特定5-7	ヒノキ林育2-123	ヒノキ	茨城県日立市十王町伊師3809番地1 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター	【第二区】 関東育種基本区
特定5-8	ヒノキ林育2-127	ヒノキ		
特定5-9	ヒノキ林育2-129	ヒノキ		
特定5-10	ヒノキ林育2-132	ヒノキ		
特定5-11	ヒノキ九育2-10	ヒノキ	熊本県合志市須屋2320番地5 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター九州育種場	【第三区】 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
特定5-12	ヒノキ九育2-23	ヒノキ		
特定5-13	ヒノキ九育2-27	ヒノキ		
特定5-14	ヒノキ九育2-34	ヒノキ		
特定5-15	スギ林育2-245	スギ	茨城県日立市十王町伊師3809番地1 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター	【第三区】 宮城県、福島県、茨城県、栃木県（第二区は除く）、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、長野県（第二区は除く）、山梨県、静岡県、愛知県、岐阜県（第二区は除く）
特定5-16	スギ東育青県2-544	スギ	岩手県滝沢市大崎95番地 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター東北育種場 青森県十和田市大字相坂字高清水354番地1 地方独立行政法人青森県産業技術センター林業研究所(十和田ほ場)	【第一区】 青森県
特定5-17	スギ東育山県2-545	スギ	山形県東根市神町南2丁目1番1号	【第一区】 山形県
特定5-18	スギ東育山県2-546	スギ	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター東北育種場奥羽増殖保存園 山形県鶴岡市羽黒町手向学院主南1	
特定5-19	スギ東育山県2-547	スギ	山形県森林研究研修センター林木育種園	
特定5-20	カラマツ東育2-68	カラマツ	岩手県滝沢市大崎95番地 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター東北育種場	青森県、岩手県、宮城県
特定5-21	スギ林育2-360	スギ	茨城県日立市十王町伊師3809番地1 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター	【第三区】 宮城県、福島県、茨城県、栃木県（第二区は除く）、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、長野県（第二区は除く）、山梨県、静岡県、愛知県、岐阜県（第二区は除く）
特定5-22	スギ林育2-366	スギ		
特定5-23	スギ林育2-385	スギ		
特定5-24	スギ林育2-392	スギ		
特定5-25	スギ林育2-403	スギ		
特定5-26	スギ林育2-430	スギ		
特定5-27	スギ林育2-433	スギ	茨城県日立市十王町伊師3809番地1 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター	【第三区】 宮城県、福島県、茨城県、栃木県（第二区は除く）、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、長野県（第二区は除く）、山梨県、静岡県、愛知県、岐阜県（第二区は除く）
特定5-28	スギ林育2-436	スギ		
特定5-29	スギ林育2-437	スギ		
特定5-30	スギ林育2-440	スギ		
特定5-31	スギ林育2-444	スギ		
特定5-32	ヒノキ西育2-172	ヒノキ	岡山県勝田郡勝央町植月中1043番地 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター関西育種場	【第二区】 徳島県、香川県、愛媛県、高知県、三重県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、滋賀県、京都府、鳥取県、島根県

※1 植栽に適した地域・環境は、基本は配布区域であるが、調査データ等に基づき除外している地域がある。なお、配布区域とは、林業種苗法第24条第1項の規定に基づく農林水産大臣の指定する種苗の配布区域（昭和46年2月1日農林省告示第179号）のこと。

※2 林木育種センターでは、林木育種を効率的かつ効果的に実施するため、運営の基本単位として、気象、土壌、樹種及び品種の分布等を勘案し環境条件をほぼ等しくする区域を育種区として分け、全国に5つの育種基本区を設け、地域の特性を踏まえた林木育種を推進している。

【参考】 秋田県、兵庫県が独自に申請し、令和5年度に指定された特定母樹

指定番号	樹木の名称	樹種	所在場所	植栽に適した地域・環境※ <sup>1</sup>
特定5-33	282北秋田6-16号	スギ	秋田県秋田市河辺戸島字井戸尻台47番地2	【第一区】 秋田県
特定5-34	282山本3-12号	スギ		
特定5-35	283南秋田3-23号	スギ		
特定5-36	282仙北8-37号	スギ		
特定5-37	兵庫養父特1号	スギ	兵庫県養父市大屋町和田田淵151	【第四区】 兵庫県
特定5-38	兵庫養父特2号	スギ		
特定5-39	兵庫養父特3号	スギ		
特定5-40	兵庫養父特4号	スギ		
特定5-41	兵庫養父特5号	スギ		
特定5-42	兵庫美方特1号	スギ	兵庫県美方郡新温泉町7益霜月谷18	
特定5-43	兵庫美方特2号	スギ		
特定5-44	兵庫氷上特1号	スギ	兵庫県丹波市山南町玉巻奥後20	
特定5-45	兵庫氷上特2号	スギ		
特定5-46	兵庫氷上特3号	スギ		

※1 植栽に適した地域・環境は、基本は配布区域であるが、調査データ等に基づき除外している地域がある。なお、配布区域とは、林業種苗法第24条第1項の規定に基づく農林水産大臣の指定する種苗の配布区域（昭和46年2月1日農林省告示第179号）のこと。